

平成 28 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成28年 6 月 9 日 開会

平成28年 6 月17日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第51号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第7号 平成27年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報

告について

報告第10号 専決処分の報告について

専決第7号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について

報告第11号 専決処分の報告について

専決第8号 宝達志水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例について

報告第12号 専決処分の報告について

専決第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

報告第13号 専決処分の報告について

専決第10号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について

平成28年6月9日（木曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危 機 管 理 室 長	村 井 康 志
情 報 推 進 課 長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企 画 振 興 課 長	一 家 剛
住 民 課 長	松 原 富 美 男
税 務 課 長	定 免 文 江
健 康 福 祉 課 長	村 山 敬 一
こ ども 家 庭 室 長	金 田 成 人

農林水産課長	安達大治
地域整備課長	谷川弘一
会計課長	越野好則
志雄病院事務局長	岡田正人
教育長	山岸芙美
学校教育課長	荒井一彦
生涯学習課長	定免敏彦
文化財室長	村井伸行

◎議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第51号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第52号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第53号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第54号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第55号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第56号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第57号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第58号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |

て

- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算
(第7号)
- 日程第14 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別
会計補正予算(第4号)
- 日程第15 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特
別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計
補正予算(第4号)
- 日程第17 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事
業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 報告第7号 平成27年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第19 報告第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書
の報告について
- 日程第20 報告第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計
継続費繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第10号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条
例について
- 日程第22 報告第11号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町固定資産評価審査委員会条例
の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

- 日程第23 報告第12号 専決処分の報告について
専決第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について
- 日程第24 報告第13号 専決処分の報告について
専決第10号 宝達志水町地域包括支援センターの包括
的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第26 諮問案件の採決
- 日程第27 議案に対する質疑
- 日程第28 町政一般についての質問
- 日程第29 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 一郎君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課からビデオ・写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから平成28年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、5番 柴田 捷君、4番 土上 猛君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林 一郎君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「宝達志水町下水道料金の値上げ抑制に対する要望書」1件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成28年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） これより、本日提出のありました議案第51号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第13号 専決処分の報告について、専決第10号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成28年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について順次御説明申し上げます。

まず、BCG予防接種時における事故について申し上げます。

去る4月20日にBCG予防接種時において、感染症を防ぐために1人1本の注射針を使用することになっていますが、3人が終了した時点で、使用済トレイには2本しか残っていないことに看護師が気づき、1人の乳児に2度使用した針があると判明したものであります。同日接種した乳児3人の保護者に、事故に至った経緯と謝罪を行い、翌日に血液検査の受診をお願いしたところであります。今回の事故を受けまして、先月17日に副町長を委員長とし、羽咋郡市医師会代表、専門医師、県能登中部保健福祉センター所長からなる町予防接種健康被害調査委員会を開催し、今回の事故が発生した原因究明と今後の対策について協議したところであります。

今後の対策としましては、現場責任者の配置、予防接種を行う医師、看護師及び町職員の共通認識として作業マニュアルの作成、使用・未使用針が混同しない措置などの再発防止策を決定したところであります。また、事故にあわれました方への対応としましては、事故1年後まで経過観察をすることとしております。

今後は、このような事故が二度とないよう、万全の体制で事業を実施することとしております。改めて事故にあわれましたお子さん、保護者、御家族の方におわびを申し上げます。

す。

次に、平成28年熊本地震についてのお見舞いについて申し上げます。

去る4月14日、16日、熊本県において震度7の地震が2回発生し、熊本県や大分県など家屋の倒壊、土砂災害などで多くの死傷者や行方不明者が出る事態となり、甚大な被害をもたらしました。この地震で犠牲となられました多くの方々に対し、喪心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様、避難されている皆様方には心からお見舞いを申し上げます次第であります。

本町としましては、被災地支援の一環として、非常食、間仕切り段ボールを救援物資として届けたほか、庁舎の窓口に被災者の方々を支援するための義援金箱を設置したところ、皆様方から御厚志が寄せられており、日本赤十字社石川県支部宝達志水町分区を通して被災地へお届けするものであります。被災地の皆様に対しましては、今後も最大限の支援を行いながら、被災地域の日も早い復興をお祈りいたすものであります。

また、近年の相次ぐ大規模地震や津波による災害に対する備えが、いかに重要であるか再認識をしたところであり、今後も防災訓練を通して災害への対応を徹底してまいりたいと考えております。

そうした中、今年度の町の防災訓練につきましては、引き続き地区を絞って実施することとし、宝達山への集中豪雨による土砂災害、ため池災害を想定した住民避難訓練及び総合防災訓練を、梅雨時期の集中豪雨対策として6月26日に実施することとしております。訓練については、町民センターアステラスに災害対策本部を設置し、防災行政無線により地区の屋外拡声子局から防災情報や住民避難情報等の伝達訓練や避難訓練を実施する予定となっております。これら訓練の実施により、住民の指導体制を確立し、防災体制の改善と情報伝達の強化に努めてまいりますので、御協力をお願いしたいと存じます。

次に、行財政改革について申し上げます。

今月2日に開催されました閣議において、「経済財政運営と改革の基本方針2016」が決定されたところであります。この基本方針の中で、経済、財政一体改革の着実な推進として、地方行財政改革、分野横断的な課題である窓口業務の適正な民間委託等の加速と、自治体クラウド等のICT化・業務改革等の全国展開などの取り組みを推進することとしております。

主な内容といたしましては、新たな地方行財政改革として、他の自治体の先進的な取り組みとその成果を地域の実情に応じた形で取り入れるトップランナー方式の導入や、平成

27年度決算より、経年比較や類似団体比較を含めて、住民1人当たりコストを性質別・目的別に網羅的な「見える化」を実施することとしております。

本町にあっても、3月に策定した「第3次行財政改革大綱」の基本方針の一つである人材育成による行財政改革の推進の中で、町の緊急の課題について、各分野の担当者の参画を得て調査を実施する組織としてプロジェクトチームを設置することとしております。先月には、分野横断的な課題である施策の推進のため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進チーム」及び「窓口業務民間委託推進チーム」を設置したところであり、行財政改革の推進につきましては、スピード感を持って取り組むこととしております。

また、「第3次行財政改革大綱」実施計画の一つであります小学校及び保育所の統廃合の推進につきましては、今月下旬から小学校校区単位で、保護者、地区住民に対し説明会を開催し、統廃合についての基本的な考え方を丁寧にお伝えしたいと考えておりますので、議員各位におかれましては御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

次に、「ふるさと納税」について申し上げます。

本町のふるさと納税については、昨年12月より「株式会社サイネックス」に委託しており、寄附者に対する宝達志水町の特産品の送付、クレジットカード、コンビニ決済を活用し、推進してまいりました。その結果、昨年度は98件、499万1,000円の納税をいただき、前年度と比較いたしますと件数で約4倍、金額で約2倍の伸びとなっております。今年度は、新たにパンフレットを作成し、引き続き全国に向け宝達志水町ブランドの特産品を広く情報発信することで、町の認知度・魅力度の向上とともに、さらなる納税寄附者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案いたします平成28年度の補正予算関係6件、条例関係2件、人事関係1件、また平成27年度補正予算に係る専決処分等の報告などの報告12件について順次御説明申し上げます。

まず、議案第51号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,737万6,000円を追加し、総額を75億2,437万6,000円とするものであります。

歳出の主なものとしたしましては、新たな年度に入り、国及び県などから新たに補助金等の交付決定をいただいたことによる所要の予算措置を行うものであります。

具体的には、総務費では、コミュニティ助成事業助成金の採択を受け、北川尻区のコミ

コミュニティ広場のフェンス整備に要する経費のほか、坪山区の神輿修繕や荻島区の祭礼用具の整備に要する経費、また繰上償還を行うため土地売却収入を減債基金に積み立てる経費を追加するものであります。

民生費では、保育所の新たな負担軽減措置として、多子世帯の低所得者の保育料負担軽減に伴うシステム改修に要する経費を追加するものであります。

衛生費では、志雄病院事業会計繰出金として、病院事業における既存の電子カルテシステムの更新に伴い、繰出基準に基づき所要額を繰り出すものであります。

商工費では、観光施設等に県産材を原料とした木製の簡易型自転車スタンドの新設に要する経費を追加するものであります。

土木費では、下水道使用料の値上げに伴う低所得者の負担増分について、経済的負担の軽減を図ることから、減免措置相当額を下水道事業会計へ財源補てんとし繰り出すため、所要の経費を追加するものであります。

消防費では、コミュニティ助成事業助成金の採択を受け、今浜区の自主防災組織育成事業として、防災活動に必要な設備等の整備に係る助成金を追加するものであります。

教育費では、相見小学校においていしかわ道徳教育推進事業の指定校として県指定を受け、事業実施に要する経費、公共施設の修繕に要する経費を追加するものであります。

災害復旧費では、所司原地内において融雪による既設構造物の被害に伴う用水路等の復旧工事に要する経費を追加するものであります。

そのほか、各款の人件費において、本年度の人事異動に伴う職員構成の変動による増減が生じることから、組み替えによる所要の予算措置を行うものであります。

財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入を充てるものであります。

次に、議案第52号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万7,000円を減額し、総額を19億2,246万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、本年度の人事異動に伴い人件費について所要の予算措置を講ずるものであり、歳入では、一般会計繰入金金の減額を行うものであります。

次に、議案第53号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万9,000円を減額し、総額を17億7,985万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、本年度の人事異動に伴い、人件費について所要の予算措置を講ずるものであり、歳入では、一般会計繰入金の減額を行うものであります。

次に、議案第54号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本年度の人事異動に伴うものであり、収益的支出において営業費用44万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第55号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、下水道使用料の値上げに伴い、低所得者等に対する減免措置を設けることにより、収益的収入において料金収入を306万8,000円減額し、他会計補助金を306万8,000円増額するものであります。

次に、議案第56号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、収益的支出において、嘱託医師並びに嘱託職員の増員に要する経費として、1,761万5,000円を追加計上し、収益的収入において、収益的支出と同額を医師増員による医業収益の増加分として追加計上するものであります。

また、資本的支出において、電子カルテシステムの更新に要する経費として8,013万6,000円を追加計上し、資本的収入において、企業債5,000万円、一般会計繰入金1,506万8,000円を追加計上するものであります。

なお、収入支出差し引きでの不足額1,506万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を充てるものであります。

続きまして、条例、人事関係について御説明いたします。

まず、議案第57号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域密着型サービスの基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき各自治体が条例で定めており、当該基準の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布されたことを受け、所要の改正を行うものであり、また、石川県から通所介護サービスの一部が移行されるのにあわせて、県の独自基準を町条例にも取り

入れるための改正を行うものであります。

次に、議案第58号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域密着型サービスの基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、各自治体が条例で定めており、当該基準の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議を設置することが規定されたことを受け、所要の改正を行うものであり、また、石川県から通所介護サービスの一部が移行されるのにあわせて、県の独自基準を町条例に取り入れるための改正を行うものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、であります。

本案につきましては、本年6月30日をもって任期満了となる宝達志水町免田の中西輝一郎氏の後任として新たに宝達志水町免田の太田永作氏を法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期満了を迎えられます、中西輝一郎氏におかれましては、これまでの人権擁護委員として、人権侵犯の監視と救済、そして自由人権思想の普及高揚に御尽力されましたことに対し、深く感謝を申し上げたいと存じます。

続いて、報告第2号から報告第6号までの5件は、いずれも平成27年度における各会計の補正予算において、専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第2号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,848万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億9,893万4,000円としたものであります。

歳入歳出予算のうち歳入にあつては、地方譲与税等の確定による更正を行っているほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算による補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、総務費において、減債基金及び町有施設整備基金の積立金として所要の経費を追加するものであります。

減債基金積立金では、繰上償還によりさらなる財政健全化を進めていくことから、償還財源を確保するため積み立てるものであります。

町有施設整備基金においては、施設の老朽化が顕在化しており、近い将来、大規模修繕や更新等が必要となってくることから、施設整備に要する経費の財源に充てるため積み立てるものであります。そのほか事務事業の精算及び財源の組替え更正を講じたものであります。

以下、これから説明いたします他の会計につきましても、事務事業の精算に伴うものであります。

報告第3号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,441万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5,588万5,000円としたものであります。

次に、報告第4号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,846万3,000円としたものであります。

次に、報告第5号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,919万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,750万3,000円としたものであります。

次に、報告第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ761万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,048万3,000円としたものであります。

次に、報告第7号 平成27年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、総務費の情報化推進事業をはじめ7事業であります。総額は7,383万3,000円であり、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰越したものであります。

次に、報告第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、今浜浄化センターの長寿命化計画に基づく建設工事費を繰り越すものであります。総額は1,300万円であり、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰越したものであります。

次に、報告第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。志雄病院新病院建設事業における、施工監理費並びに建設工事費を繰り越すものであります。総額は、4億2,982万2,400円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰越したものであります。

次に、報告第10号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について、であります。

主な内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、固定資産税等の課税標準の特例措置等の見直し等について必要な改正を行ったものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、行政不服審査法が本年4月1日から施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものであります。

次に、報告第12号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について、であります。

主な内容といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の限度額の引き上げ等について必要な改正を行ったものであります。

次に、報告第13号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

内容といたしましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の基準に主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに更新研修を修了した者を追加するものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適

切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。諮問第1号は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎諮問案件の採決

○議長（林 一郎君） これより採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

8番 北本俊一君。

○8番（北本俊一君） 私は、議案第51号 一般会計補正予算の中の宝達中学校補修工事228万4,000円について質疑をいたします。

中学校が開校になって1年2カ月余り、今現在、子どもたちも新しい立派な学校へ通っております。そして、勉学にも励み、部活も一生懸命やっています。そんな中、今回、修繕費として228万4,000円が計上されております。中身を聞きますと、湿気が上がってきて、戸の不具合を修繕するんだという話でありました。誰に瑕疵があるのか、瑕疵担保があるのか、そして建てて1年2カ月余りです。なぜ町で予算を打って直さなくてはいけないのか。誰が考えても、建物を建てる時は湿気上がらないように必ずしておくわけです。一般の家でもそうです。それで、一般の家は10年間保証あります。行政の建

物は何年間保証あるのか知りませんが、せつかく今年度、平成28年度、幹部以下職員が一丸となって切り詰めて切り詰めて予算編成したわけです。そういう中において、なぜこういう無駄な予算を打つのか、僕はわかりません。

もう少し中身を聞きますと、職員のチェックが足りないんだと。そんなことで228万円ですよ。もし皆さんが新築の家を建てるとしましょう。1年後、2年後、そういうような状態になって、皆さんお金を払いますか。そういうことをやっていたら、これからまだ直すところ50カ所と聞いております。どうするんですか。お金がない、財政健全化だと言って、そんなものにお金を使うことが僕は無駄だと思います。これからのまだ直さなくてはいけない箇所、50カ所ある。やはり今回もう少し三者と協議をして、協議をする機会を持って、余地があるんじゃないでしょうか。それをお願いいたします。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 荒井一彦君。

○学校教育課長（荒井一彦君） 北本議員さんの御質疑にお答えいたします。

〔「議長、町長の提案理由の説明に対しての質疑ですよ。町長が答弁するの当たり前じゃないですか。一般質問と違うんですよ」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

○町長（津田 達君） 北本議員の質問にお答えいたします。

提案理由に対する質問ということになればいいんですけども、今の場合は議案に対する質問ということですから、本来ならば議長に対する事前通告が必要であります。しかしながら、指名がありましたので答えさせていただきますけれども、宝達中学校の備蓄倉庫の扉の件についての御質問だと思いますけれども、これにつきましては建築基準法の規制には該当いたしておりません。施工業者が設計書どおりに完成させております。また、中学校の建設に当たりましては、議会の議決をいただき、特別委員会で審議、現地視察等、幾多の段階を踏んで施行された事案でありますので、手続的には何ら問題はないというふうに考えております。

ただ、今回の件につきましては、コンクリートの乾燥する際に、水分が十分排出されずに結露したというものでございますので、早く完成されるために措置としてガラリ張りづきの扉に交換するというものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 8番 北本俊一君。

○8番（北本俊一君） まず最初に、事前通告が必要だと言っていますけれども、それは

要らないと思います。一般質問じゃないんですから。

そして、何ら設計事務所、請負業者に過失がないという、基準どおりにつくっているという説明だったんですけれども、それでいいんですか。あと50カ所もそういうことを言って、町で直すんですか、どうなんですか。町民に痛みも共有して今もらっているわけでしょう。そういうことを言うとしたら、僕、町民はかわいそうだと思います。何千円、何万円の世界じゃないんですよ。予算組むに当たって、補助金、助成金、10何%カットして、特に僕が問題だと思うのは、教育とスポーツもずっとカットしておる。そんなお金あるんなら、そこに使いなさいよ。もう少し話す余地があるんじゃないですか。一番最初が一番肝心じゃないですか。違いますか。そんな簡単に、業者にも誰も責任がない。だから、町が払うんだと。湿気上がらないように設計するのも設計士、施工するのも、土量に湿気がたくさん含んでいたのか、コンクリに湿気がたくさん含んでいたのか、きちっと精査してやっておりますか。次からやっぱり本当に町民の幸せを考えるならば、しっかりと三者で協議して対応していただきたいと思います。

以上です。答弁要りません。

○議長（林 一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（林 一郎君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

今回、私は、小学校及び保育所の統廃合について質問したいと思います。

全国的に少子化が進んでいる中であって、適正規模による教育環境及び保育環境の整備は、各自治体にとって喫緊の課題であると思います。これは、本町においても同じだと思います。昨年、平成27年7月に、各種団体や町民から選出された委員により宝達志水町小学校及び保育所統廃合委員会が設置され、その検討結果が報告書として取りまとめられて

いると思います。また、本町の第3次行財政改革大綱においても、統廃合は避けて通ることができない問題として提起されていると思います。そこで、この問題についてどのような方針で進められるか、現時点で答えられる範囲で町長、教育長、担当課長に具体的に示していただきたいと思います。

まず、小学校の統廃合についてお聞きしたいと思います。

一つ目、現在に至るまでの経緯について。

二つ目、統合にかかる基本方針はどうなっているのか。

三つ目、何校に統合する予定か。

四つ目、現校舎を利用した場合に教室を増築しなくてよいのか。

五つ目、統合によるメリットとデメリットは何か。

六つ目、通学手段をどのように考えているか。

七つ目、統合作業にあたる統合準備室を設置する予定はあるのか。

八つ目、統合までのスケジュールは、どのように考えているのか。

九つ目、校名、校章、校歌、制服等、時間的に問題なく対応できるのか。

十個目、PTAの組織は、いつから進める予定か。

以上10項目の今のことについて説明をお願いいたします。

次に、保育所の統合についてお聞きします。

一つ目、平成19年11月に設置された公共施設統廃合委員会の答申から今年の平成27年の統廃合委員会までの経緯についてお聞かせください。

二つ目、保育所を取り巻く環境は、現在どのように変わってきたかお知らせください。

三番目、子供の数の推計はどのようになっているのか。

四つ目、統合に係る基本的な考え方はどのように思っているのか。

五つ目、何カ所に統合するのか、そしてその理由。

六つ目、統合によるメリット、デメリットは何か。

七つ目、保護者の負担として何が考えられるか。

以上7つの項目について説明をお願いいたします。

最後になりますけれども、小学校・保育所の統廃合については、よりよい教育環境を整備するためには非常に重要なことだと思っております。町執行部においては、これにかかわる保護者や地域住民への詳細な説明、そして理解と協力が必要不可欠だと思います。情報公開も含め、誠意を持った対応をしていただきたいということを申し上げ、今回の質問

を終わりたいと思います。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、小学校の統合の現在に至る経緯でございますけれども、少子化に伴いまして子どもの数が減少していく中、子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するため、昨年度、保護者、区長からなる「宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会」を設置しまして審議をしていただきました。

その結果、「小学校において複式学級は認めず、廃校とすること。時期は、教育環境の充実の観点から早期の対応が必要であり、遅滞なく統合すべきである。」という報告を受けております。

昨年の時点では、まだ複式学級の出現はなかったのでありますけれども、平成35年度に宝達小学校において出現するということが明らかになり、その後も児童数の増加が見込めない、大変厳しいということでございますので、35年を待たずに統合に向けて進めてまいらなければならない状況でございます。

また、統合の基本方針であります。少子化による児童数の推移、歴史的な経緯あるいは地域性や統合後の通学距離など、学校運営等への影響を考慮しながら幅広い視点に立って検討を行った結果、押水第一小学校、宝達小学校、相見小学校を1校に、樋川小学校と志雄小学校を1校に統合し、校名、校章、校歌などは新たに選定する方向で考えております。

統合作業など、単純に考えても中学校の2倍はかかると予想されるために、統合準備室を設置いたしまして、職員の配置をしたいというふうに考えております。

統合までのスケジュールでありますけれども、今後は各地区へ出向き住民説明会を行い、学校の改修工事の設計や校名、校章、校歌、制服の選定、通学路の選定、バス停の整備、PTA組織の編成などを行ってまいり所存でございます。

次に、保育所の統廃合の基本的な考え方でありますけれども、第一に、施設については北大海第一保育所、宝達保育所、中央保育所は、いずれも昭和51年以前に建設されており、既に40年以上経過し、老朽化が著しく進行しております。先の熊本地震の例から、日本では、いつどこで大きな地震が起きるかもわからないとの報道もあります。本町においても、邑知瀉断層帯が縦断しており、町の宝である児童の命を守ることが最重要であると考えて

おります。

第二に、出生数については、平成17年度に100人を割り込み、10年後の平成27年度では54人まで減少しております。今後の出生数については、国立社会保障・人口問題研究所や昨年度策定した町の人口ビジョンにおいても減少傾向が続くものと推計しております。児童の集団・交流活動は、少人数で行うよりも一定の集団の中で実施されるほうが効果や成果が期待されております。

以上のことから、統廃合は不可避だと考えております。

統合先の施設については、現在の耐震基準を満たしており、震度6から7程度の地震にも耐えることができ、現在の児童数でも受け入れが可能である相見保育所、南部保育所の2施設を考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので御了承をお願いいたします。

○議長（林 一郎君） 山岸教育長。

〔教育長 山岸芙美君 登壇〕

○教育長（山岸芙美君） 久保議員の御質問にお答えします。

何校に統合する予定か、現校舎を利用した場合、教室を増改築しなくてもいいのかとの御質問ですが、先ほど町長が申しましたように、2校での統合を考えております。理由といたしましては、統合後の2校が同規模の学校になること。校舎を建て替えないため、比較的早い時期の統合が可能であること。通学時間が徒歩・スクールバスで30分圏内であること。旧の押水地区・志雄地区の単位という地域性を考慮したものです。

使用する校舎ですが、建て替えをせずに規模の大きい相見小、志雄小を考えております。志雄小学校は、教室を増改築しなくても受け入れは可能ですが、相見小学校については、特別支援学級の教室を新たに増築する必要があります。

また、統合によるメリットとデメリットは何かとの御質問ですが、メリットとしては、複式学級への移行が解消できること。児童が多様な考えに触れる機会が多くなり、学習課題解決に向けての思考が広がること。人数が増えることで友達関係が広がり、さまざまな場面で切磋琢磨する環境が整うことなどが挙げられます。

反対にこのまま統合しなければ、複式学級が出現します。1人の先生が2つの学年を受け持つので、1時間の授業のうち、先生の直接指導を受ける時間が半分、あとの半分は児童が自学自習することになり、十分にきめ細かな指導をする時間が確保しづらくなります。

また、運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすいことや、クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互評価等が固定しやすいことがデメリットとして挙げられます。

以上です。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 荒井一彦君。

〔学校教育課長 荒井一彦君 登壇〕

○学校教育課長（荒井一彦君） 久保議員の御質問にお答えします。

私からは、久保議員の通学手段をどのように考えているのか。校名、校章、校歌、制服等、時間的に問題なく対応できるのか。また、PTA組織の編成はいつから進める予定か、という御質問にお答えします。

まず、通学手段ですが、相見小、志雄小の児童については、従来の通学方法を変えることはありませんが、ほかの学校の児童については、スクールバスでの送迎を考えます。併せて通学路の選定や運行ルート、バス待合所の整備等も考えなくてはいけないと思っております。

校名、校章、校歌、制服等については、保護者の意見を聴いたり、専門家に作詞・作曲等、依頼をかけたることが想定されます。保護者部会を立ち上げ、2校がそれぞれ足並みをそろえ進めることができるよう配慮しながら、一つ一つ整えていきたいと考えております。

また、PTA組織の編成ですが、今後の推移をみながら、平成29年度には着手したいと考えます。

以上です。

○議長（林 一郎君） こども家庭室長 金田成人君。

〔こども家庭室長 金田成人君 登壇〕

○こども家庭室長（金田成人君） 久保議員の御質問にお答えします。

平成19年11月の町公共施設統廃合検討委員会からの答申から現在までの経緯については、当委員会からは児童数の減少が見込まれることに伴い、児童の集団的意識を高めることや切磋琢磨する機会が減少することが予想されることなどから、適正な規模での保育環境の確保のためには統廃合は不可欠であるとし、平成26年度までに統廃合を段階的に実施し、8保育所を4保育所にすることと答申されました。

町といたしましては、この答申に基づき、平成20年には東部保育所を中央保育所に、平

成22年には北大海第二保育所を北大海第一保育所に、平成23年には北部保育所を中央保育所に統合し、また同年には相見保育所を移転新築し、現在の5保育所となっているものがあります。また、昨年度開催されました小学校及び保育所統廃合検討委員会からは、入所児童数が30人未満となった保育所は廃所することの報告を受けております。

次に、保育所を取り巻く環境については、出生数の著しい減少に伴い、保育所入所児童数も平成27年度は平成17年度の約7割しか入所しておらず、クラスの小規模化が進んでおります。このままでは、近い将来、児童の集団・交流活動を少人数で実施することになり、児童の集団的意識の向上や切磋琢磨する機会の確保について、影響が出てくることが予想されます。また、3歳児から5歳児までが一つのクラスになることなどが見込まれ、その年齢、発育に合った保育が十分にできないおそれもあります。

次に、統合のメリットにつきましては、統合先の保育所が現在の耐震基準を満たし、震度6強から7程度の地震にも耐えられる施設であることから、児童の安心・安全を確保できること、また、一定の人数が確保できることから年齢、発育に合った保育ができること、児童の集団的意識の向上や切磋琢磨する機会の確保ができることとあります。

デメリットにつきましては、統合により環境が変わるため、児童・保護者に不安感を与えること、利便性の面として送迎距離が延びることが挙げられます。

これらのデメリット解消のための対策として、児童・保護者の不安感解消のため、保育士の統合先への配置について配慮するほか、児童と保護者が環境変化に対応しやすいよう交流会や見学会などを実施してまいりたいと考えております。送迎距離が延びることにつきましては、対応策として、通所バスによる送迎が考えられますが、過去に北大海第二保育所、北部保育所で実施してまいりましたが、現在はバス送迎を行っておりません。これは、運行時間に合わせて児童を停留所まで送迎しなくてはならないことから、保護者に時間的制約が発生し、バスを利用しなくなったのではないかと推測しております。このような状況があることも踏まえ、説明会で保護者や住民の皆様の御意見をお聞きした上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、町長に防災対策について、また、教育長に就任に当たっての抱負を伺います。

まず、災害対策について町長に質問します。

4月14日以降、熊本県で大規模な地震が相次いで発生しました。当地について、全国地震動予測地図いわゆるハザードマップでは、30年以内に震度6弱以上の揺れが起きる確率は10%以下で、大地震が起りにくい地域とされていましたが、今回の地震で、大地震はいつでもどこでも起こり得ることなのでであると再認識させられました。やはり日本は地震国であり、残念ながら、どこが危ないか、いつ発生するか、正確な余地は難しく、信憑すべき実用的な地震予知は不可能に近いのかと感じます。備えるしかないのです。熊本地震を踏まえて、当町においてどのような災害対策が必要と考えるかお尋ねします。

熊本地震では、多くの方が避難しました。避難所の環境や収容人員の限界といった問題から、車内泊を余儀なくされた方も多くおられました。このような大規模災害で十分な避難環境を整備することが困難であることが改めて明らかになったのです。

ところで当町では、数年後に小学校の統合が計画されていますが、それが実施された場合、小学校が閉校となる地域では避難所が確保できるのかどうかお尋ねします。

災害に対する備えとして大切なのは防災訓練です。今月末に町の防災訓練が実施されますが、内容が硬直化しており、災害時に必要な対応ができるような内容になっているか疑問です。参加者は、動員によって集まった各集落の区長さんや役員さん方が多く、しかもメンバーも固定化しているように見受けられます。よって、老若男女全ての町民に対して防災意識を啓発する機会になっていません。町の防災訓練の改善を図るとともに、集落単位で訓練を初めとした防災活動の実施がされるよう積極的に働きかけるのが重要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、教育長に質問します。

社会には、時代とところに寄らず、福祉や経済、環境などさまざまな分野で多くの問題が存在しています。こうした問題に対処し、克服を試みた成果の蓄積が文明です。しかしながら、文明が進むにつれて新たな問題は次々と生まれてきます。また、現代は世界規模で人、物、情報の結びつきが緊密になり、社会が速度を増しながら絶えず変化しており、常に不確実性に直面しています。災害のような事態の不安にも常に脅かされています。

当町においては、少子・高齢化が進む中で、地域活力の維持や福祉の増進等のために活力ある人材の育成が求められます。未来に向かって社会の安定や発展を目指すとともに、一人一人が充実した人生を送ることができる力を育むのが教育であると考えます。義務教

育に始まるさまざまな場面で、地域の特性と社会における必要性に対応した教育を推進するために、教育委員会には明確な目的を示し、役割と責任を果たしていくことが求められます。

山岸教育長には、豊かな経験と高い見識を持って職責を果たされることを御期待申し上げますが、御自身の就任に当たって以下の質問にお答えください。

まず、御自身の教育理念をお示してください。

次に、我が町の教育委員会が果たすべき役割と責任をお示してください。

次に、我が町の教育において特に重要と考えられる課題、そして目標についてお示してください。その中で、現在計画されている小学校の統合については詳しくお答えください。

最後に、我が町の教育に関する諸問題に関していかなる取り組みをしていくのか、教育長就任に際しての抱負をお聞かせください。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

災害対策についての御質問であります。熊本地震では大変大きな被害が発生し、多くの尊い人命が失われております。

本町においては、邑知湧起震断層が縦断しており、町地域防災計画における震度6弱以上の被害想定では、建物の倒壊が240棟、炎上出火件数が8件、延焼棟数23棟、死者数58名、負傷者数245名、要救出者数68名、避難者数が2,367名となっております。

このような災害時においては、町職員は重要な防災担当者となります。町民の安全・安心を確保するため、災害時の職員の心構えや行動指針を職員自身がよく理解し、対応できるよう研修、訓練を重ねることが重要と考えております。

また、災害時の物資の備蓄も対策の一つと考えており、今後も計画的に食糧品、資機材、生活物資を備蓄することとしております。

そのほか、災害発生時には、人、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源が制約されます。それは役場庁舎でも同様で、そのような環境のもとで優先的に実施する業務となる非常時優先業務を特定し、優先業務に必要な資源の確保、配分や指揮命令系統を明確化するための「業務継続計画」を今年度中に策定し、災害発生直後の業務レベルの向上や業務の立ち上げ、時間の短縮を図ることとしております。

次に、小学校が統合された場合に、閉校された地域の避難所は確保されるかとの御質問であります。統合後の空き校舎については、行財政改革との関連もありますので、そのあり方については、今後、慎重に協議しなければならないというふうに考えております。

なお、その他詳細につきましては、所管の課長から御説明させます。

○議長（林 一郎君） 教育長 山岸芙美君。

〔教育長 山岸芙美君 登壇〕

○教育長（山岸芙美君） 寶達議員の御質問にお答えします。

長年の教員生活で心に残る子どもたち、保護者はたくさんいますが、その中の一人についてお話しします。

私が30代半ば、ある小学校で担任した3年生の男の子。周りの子とよくけんかし、特に算数が苦手、勉強のできる姉がおり、いつも不満ばかり。この子には、まず算数の力をつけ、自信を持たせることが必要と思い、授業はもちろん時間を見つけ放課後の個別指導を続けた結果、算数が好きになり、行動にも自信が持てるようになりました。この男の子は、今、亡くなった父親の跡を継ぎ、一家をなし、大規模に農業をしています。退職後、母親に出会ったとき、「先生、息子がいつも3年生のときほど算数頑張ったときはなかったと言っている。」と言っていました。子どもたちを育てる大切さに改めて気づかされました。

今年度策定された第2期石川の教育振興基本計画でも、「未来を拓く心豊かな人づくり」を基本理念としています。

以上のことから、教育は人づくりであると考えており、平成27年3月策定の本町教育振興基本計画に掲げる教育（基本理念：ふるさとを愛し、未来を拓く心豊かな人づくり）を目指したいと考えております。

第一：確かな学力を育み、自ら課題を見つけ、主体的によりよく解決できる力の育成をめざす。

第二：豊かな心を育み、健やかな身体と体力の増進に努めるたくましい人づくりをめざす。

第三：安心・安全で、魅力ある教育環境づくりをめざす。

第四：学校・家庭・地域が連携・協力し、社会全体で教育力の向上をめざす。

第五：人と人とのふれあいのある生涯学習社会づくりをめざす。

第六：健康で活力あふれた人づくりとスポーツ活動の充実をめざす。

第七：ふるさとの伝統的歴史・文化に親しみ、郷土を愛する心の育成をめざす。

以上を柱として、教育の推進に努めてまいります。

次に、教育委員会と教育長の果たすべき役割についての御質問であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないと規定されています。

本町の教育委員会においても、この理念を実現するために、国や県と連携協力しながら、「自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようさまざまな施策を講じていかなければならない」と考えております。これは、国民一人ひとりの生涯にわたって関わる重要なテーマであり、教育委員会の役割も重要であると認識しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育長は、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどり、すべての会議に出席し、議事に助言すると規定されております。

また、平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、首長が議会の同意を得て新「教育長」を任命し、教育委員会と教育長が一本化された新「教育長」が教育委員会の第一義的な責任者と明記され、改めて責任の重さを痛感しています。

次に、当町の教育分野において特に重要と考えられる課題と目標についての御質問であります。平成28年度宝達志水町教育行政の基本方針の中で5つの重点目標を掲げております。1つ目は、学校教育の充実。2つ目は、学校・家庭・地域の連携協力。3つ目は、生涯学習の振興。4つ目は、ふるさとの歴史・文化の継承と保全。5つ目は、健康で活力ある人づくりとスポーツ振興であります。

本町の児童・生徒は、明るく真面目に学習に取り組んでいますが、たくましさに欠ける面があります。学校教育では、家庭・地域と連携を図りながら、確かな学力と豊かな人間性を基盤とした「生きる力」を身につけたたくましい児童・生徒の育成を目指してまいります。

また、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに心豊かに育つため、必要な条件整備に努めるとともに、郷土愛に満ちた住民の育成を目指してまいります。

生涯学習の振興では、これまでの取り組みを継続発展させ、人々が生涯にわたり、いつでも自由に学ぶことができる体制の整備と魅力的で活力ある地域づくりを推進してまいります。

小学校統合につきましては、先ほど久保議員に答弁いたしましたので略させていただきます。

以上を踏まえ、私の抱負を3点申し上げます。

一つ目は、小中学校教育の充実であります。児童生徒に確かな学力を身につけさせることは、学校の責任であり、教育委員会の責務であると考えております。国及び県の学力調査で検証し、結果を生かし、学力向上を目指します。また、学力の向上を図るには、教員の力量を高めることも必要であります。町内には、経験年数の少ない教員も増えてきました。指導力向上につながる学校内外での研修・研究を積極的に指導・援助していきます。

あわせて、心の教育の充実、規範意識の高揚、いじめや不登校への対応、生活習慣の確立を目指します。児童・生徒が「通いたくなる学校」を目指します。

二つ目は、学校・家庭・地域の連携協力により、家庭の教育力の向上を図ることであります。今年度、各学校が学校の枠を越えて保護者のPTA講演会の参加を進めるようにしていきます。

三つ目は、スポーツの振興を図り、生きがいを見い出し、健康で明るいまちづくりにつなげていきます。

以上の三点を念頭に置きながら、本町の教育行政発展のために努力してまいります。

○議長（林 一郎君） 危機管理室長 村井康志君。

〔危機管理室長 村井康志君 登壇〕

○危機管理室長（村井康志君） 實達議員の御質問にお答えします。

まず、防災訓練の内容が硬直化しているとの御指摘ですが、今年度は第2部の住民参加型訓練に、起震車体験や煙道体験といった新たなものを入れるなど、住民の方に興味を持っていただけるように改善に努めております。また、来年度には構想の段階ではありますが、自主防災組織と連携した町防災訓練の実施を開催したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、地域における防災活動の実施についてであります。本町の自主防災組織は、町認定組織が10組織、認定外組織が6組織あります。町では、これら自主防災組織を重要な組織と位置づけており、本年3月には、沢川区を除く集落に対し、自主防災組織の規約（案）や防災計画（案）を示して結成を依頼し、積極的な組織化をお願いしたところですが、今年度から未結成区域をなくすべく、県の協力を得て、結成促進を図るための「防災活動実践講座」を本町で開催するほか、各地区防災士と協力して1つでも多くの自

主防災組織の結成を促していきたいと考えております。また、1集落では結成ができない小さな集落では、複数集落で結成していただけるよう、積極的に依頼してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（林 一郎君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時より会議を開きます。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、世界農業遺産と小学校及び保育所のあり方の2点についてお尋ねをいたします。

初めに、世界農業遺産についてお尋ねいたします。

平成23年6月に、当町を含む4市5町の能登の里山里海が世界農業遺産に認定されてから5年の節目を迎えました。世界農業遺産は、能登の里山里海的生活文化が世界的にも貴重な資源として認められたこととなりますが、居住人口が減少していくことで、自然と人の暮らしが共生する生活文化が失われていく危険性もはらんでおります。

一方、世界農業遺産認定をきっかけに、能登のどこにでもある素朴な生活文化の体験、体感を求める観光客も見られることから、これらを観光産業に結びつけ、新しい産業の創出につなげられないかと検討している自治体や、地域資源を生かして農産物のブランド化や交流人口の拡大など、地域の活性化につなげる取り組みを行っている自治体もあります。

本町における能登の里山里海を活用した取り組みは、能登地域ジアス推進協議会や石川県などと連携した施策のほか、町独自の取り組みもあると思いますが、これまでの取り組みの検証と、今後、世界農業遺産をどのようにしていくのか、町長の所信をお聞きいたします。

まず、認定以来、今日までの取り組みとそれらに何を期待し、その結果どのような成果をもたらしているのか。

次に、既に調査されていることとは思いますが、本町には次世代に承継していく遺産が

多くあると思っておりますが、これらをどのように活用していくのか、また、その仕組みづくりも必要と思っておりますが、お考えをお聞きいたします。

最後に、この世界農業遺産を今後どのように展開していくのか、あわせて将来の展望をお聞きいたします。

次に、小学校及び保育所のあり方についてお尋ねいたします。

小学校及び保育所の統合については、第3次行政改革で平成30年度に統廃合する予定になっております。具体的な実施計画案が決まっていない中で、先の第1回定例会での一般質問に対し、町長から暫定措置としての方針が示され、今定例会において具体的な方針案が提案されております。宝達志水町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、人口減少問題と若い世代への対応が最重要課題であります。当町として将来のあるべき姿について、津田町長及び山岸教育長にお聞きいたします。

少子化が進行し、出生数の減少により小学校や保育所が小規模化している中で、将来を見据え、次代を担う子どもたちの教育及び保育の環境整備については、少子化の状況を細かく分析しつつ、望ましい環境、適正な規模、配置等の考えをお聞きいたします。

あわせて、これらは保護者や住民、関係者などの意向や意見を十分聴取するなど、慎重な対応をしていただきたいと思います。

なお、先ほど久保議員からも質問がございましたので、答弁につきましては重複する部分がございますれば、その部分は必要ございません。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、世界農業遺産についての御質問であります。改めてその目的から述べさせていただきます。その目的は、近代化の中で失われつつある伝統的な農業・農法、生物多様性が守られた土地利用、農村の文化・景観などを「地域システム」として一体的に維持保全し、次世代へ継承していくこととしております。

そこで、今日までの取り組みとこれからについてであります。現在、能登地域4市5町それぞれの実行計画をつくり、農林水産省、石川県、そして国連大学や金沢大学と協力し、さまざまな計画を実行しているところであります。

その中で、本町の取り組みといたしましては、宝達葛の継承・保全をはじめ、地域農産

物の販売促進、蓮華山大相撲や集落における伝統行事継承への支援、小学生を対象とした生きもの観察会、宝達山を利用したイベントの開催、大学生による農作業の体験事業などを実施してきたほか、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域直接支払推進事業の取り組みを進め、農地の景観や保全に努めているところであります。

また、平成26年度及び27年度の2カ年で「美しい農村再生支援事業」これは国の補助事業でございますけれども実施し、その事業の中で地域特産物ブランド化研修会の開催、あるいは販路拡大に向けた実験業務、都市部への啓発活動などを行ってまいりました。

これらに伴う費用対効果を具体的に数値で示せということでございますけれども、なかなか具体的に示すことはできませんけれども、能登地域のJA全体の取り組みとして能登米について昨年度、世界農業遺産の認定機関である国際連合食糧農業機関、通称FAOでございますけれども、能登米の取り組みが大変すばらしいと評価された書簡をいただき、生産者の意欲の向上にもつながっております。また、能登の里山里海全体での取り組みや、先ほど述べました事業を通して、本町の魅力発信と交流人口の拡大に一定の効果があったと感じているところであります。

しかしながら、集落人口や農林水産業の就業人口の減少と高齢化は進行しております。集落の維持すら困難な地域もあるため、何を残し、何を保全し、何を活用するかを選択していかなければならない時期に来ているところでもあります。このような状況の中ではありますが、本町では、次世代へ継承していく資産として

- ・宝達山の豊かな水を利用した水稻、ルビーロマン、いちじく、三階ねぎなどの農産物
- ・宝達山を中心とした里山景観
- ・アサギマダラ、ホクリクサンショウウオ、豊富な山菜などの里山里海に育まれた多様な生物資源
- ・蓮華山大相撲、集落の伝統行事、宝達山の開山祭など、長い歴史の中で育まれた文化や祭礼
- ・宝達葛、紋平柿、能登花火などの伝えていくべき伝統的な技術など、多くの資産があります。

今後の取り組みといたしましては、総合戦略にも位置づけております農産物等のブランド化を推進する取り組みを進め、付加価値を高め収益の増加につなげるなど、産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、平成28年度から32年度までを計画期間とする行動計画を策定しており、能登の里

山里海として掲げる3つの目標、「農林漁業の生業を維持可能にする」、「伝統技術、文化を継承する」、「生物多様性、景観を保全する」、この3つの目標のもと、関係市町や関係機関との連携、そして進行管理を行いながら、宝達志水町の山里海を次世代に継承していく取り組みを継続してまいりたいと考えております。そして、そのことがさらなる交流人口の拡大と、人口減少の歯どめの一助になることを大いに期待するものであります。

次に、小学校のあり方についてであります。学校教育においては、児童が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、そのために一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

教育の望ましい環境については、法令上、学校規模の標準が学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上、18学級以下」が標準とされております。当町で、統合しないまま5校配置となると、各学校とも学級数は確実に6学級以下、複式学級出現校では5学級以下となってしまいます。こうなりますと、児童の人間関係や相互の評価が固定化しやすくなり、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しくなってきます。社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいことをはじめ、意欲や成長が引き出されにくくなり、集団の中で自己主張をすることが苦手な児童が多くなることなどが予想されます。

こうしたことを回避する「望ましい学級数」を考えた場合、複式学級を出現させない人数が確保できること、クラス替えが可能であること、学習活動の特質に応じて学級を越えた集団の編成ができること、同学年に複数教員を配置できることなどが必要となります。そのために、1学年2学級以上、全体では12学級以上にありますけれども、であることが望ましいと考えられます。

当町の地域性等を考慮し、相見小学校と志雄小学校の2校での統合配置をした場合、12学級、10学級となり、教育的な視点からも「活力ある学校づくり」が望めると考えております。

次に、保育所のあり方についてであります。少子化の分析や望ましい環境、適正な規模、配置等の考え方につきましては、久保議員にお答えしたとおりであります。

統廃合を進めるにあたっては、今後、説明会を開催し、保護者や住民の皆様の御意見を十二分にお聞きした上で、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 教育長 山岸芙美君。

〔教育長 山岸芙美君 登壇〕

○教育長（山岸芙美君） 柴田議員の御質問にお答えします。

今後、保護者や住民、関係者への説明を行い、あわせて意見を聴取していく予定です。日程は、6月28日から各小学校区で2回ずつ、保護者と地区住民を対象に合計10回の説明会を予定しております。

学校教育の直接の受益者である児童の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るよう、「地域とともにある学校づくり」を行っていきたいと考えております。

○議長（林 一郎君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） いろいろ御説明ありがとうございました。

特に私からは、世界農業遺産につきまして、能登地域ジアス推進協議会ですか、ここに毎年多額の負担金を払っているわけでございます。特に平成28年度の予算の中で四百数十万円のうち約280万円が負担金になっております。できるだけ当町としても単なる負担するだけではなくて、連携をとりながらよりよい施策をとっていただいて、そしてそれらに積極的に参加していただいて、いい方向にぜひ生かしていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今のジアスの負担金については、町の負担金、確かに思ったよりは何か多く出資しているような感じはするんですけども、やはりどうしても中心が能登地区に、奥能登地区になると、それから中能登地区、なかなか口能登といいますか、中能登、口能登については、何かいまちちょっと遅い感じがしております。そういうことで、一応事務局に対しては申し入れはしたいとは思っています。

○議長（林 一郎君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点について一般質問いたします。

最初の質問は、改正された地方税の納付の猶予実務の転換についてであります。

国に納める税金は、例えば消費税などの納税の猶予制度が昨年度4月に見直され、申請型の換価の猶予が加わり、その適用件数が飛躍的に増えています。5%から8%になった消費税を完全に転嫁できない事業者は、消費税の納付しなければならない3月になると恐怖を感じると表情を曇らせていました。ところが、これまでの職権型に加えて、この申請型の換価の猶予を利用して、年9.1%の延滞税、地方税では延滞金であります。延滞税の軽減や免除が行われるようになり喜ばれています。

さて、事業者は国税とともに地方税も納めます。今年度4月1日以降の納期限分から適用される地方税の猶予申請は、これまでとどう変わったのか。そして申請用紙の有無を含めてお聞きいたします。

次に、今回創設された地方税の申請型の猶予制度ですが、これによって国税だけでなく、地方税の猶予実務が大きな転換点を迎えていると考えております。この猶予制度が適用になるには、猶予のための申請書や申請に伴う添付書類の提出も必要です。事業者にとっては面倒な手続書類の作成が必要です。同時に、滞納した場合の納税計画も求められます。そのため、この制度の周知徹底とこれまで以上に事業者に寄り添った丁寧な納税指導が求められています。

ところが、現在の町税務課の人員体制は、昨年度の人員体制と変わっていないところを見ますと、住民サービスにとって大事なこの新しい制度を生かそうという姿勢が見られません。町行政は、税金の滞納をしたら県と市町で組織している滞納整理機構に徴収を回すぐらいにしか考えていないのではないかと、こう思わざるを得ません。納税は、義務だけでなく権利でもあるのです。納税するということの重要性を行政の皆さん方にはもっと大事にしてほしい、そう考えます。

一方、納税整理機構は、税金の滞納をどれだけ徴収したのかだけが評価される場所です。ですから、この納税整理機構の職員が県内のある市に入って、その市内の事業者が納税のために消費者金融からお金を借りてきなさいと言う事例まで起きています。滞納整理機構には、町民・県民の納税する権利性が認識されていないと思わざるを得ません。こういうところに、今回創設された地方税の猶予制度の適用の運用ができるはずありません。この制度の創設とともに、地方税滞納整理機構の存在意義が私はなくなったと思いますが、いかがでしょうか。

この制度のこの問題の最後に町長にお聞きします。この滞納整理機構には県の職員だけ

でなく、県内の市や町からも職員が派遣されています。税金を払うために消費者金融からお金を借りてこいと言う組織に、私は町の大事な若い職員を派遣してほしくない、そんなところに派遣するよりも、町の税務課の職員を増やし、納税者や町内事業者への懇切丁寧な納税指導ができる人員増を求めたいが、いかがでしょうか。滞納整理機構の廃止を求めると必要があると思いますがいかがでしょうか。町長にお聞きします。

次に、介護保険制度についてお聞きします。

昨年の介護保険制度の改定で、1番に、介護度の要支援1と2の方のホームヘルプサービスとデイサービスは介護保険から外され、市町村の事業となりました。2番目に、特別養護老人ホームへの入所は要介護1と2の方が締め出しを受け、3番目に、合計所得160万円以上の世帯は介護の利用料金が2倍となり、4番目に、非課税世帯でも預貯金が一定額あれば、介護保険施設の食費や部屋代の補助が打ち切られることになるという4大改悪が実施されました。このため、介護に係る費用が年間70万円から80万円も増えるという事態が金沢市内で起こっています。実は、この改悪がこれで終わりではなくて、これからもどんどんエスカレートしていこうとしています。

昨年6月に閣議決定された骨太の方針2015では、介護保険についてのさらなる大改悪を打ち出しています。その中身は、要介護1、2の方、去年は要支援1、2でした。今回は要介護1、2の方に対するサービスを見直そうというんです。このサービスを見直して、介護保険サービスから要介護1、2の方々を追い出そうというんです。なぜかという、要支援1と2の方々の介護保険によるサービスは、介護給付の6%に過ぎず、この方々を介護保険から切り捨てても、財務省に言わせれば、財政抑制効果は知られているというんです。だから、今度は介護保険給付の30%を占める要介護1、2の方々の介護給付を見直すというのであります。ですから、次の介護保険サービス外しのターゲットを財務省は要介護1、2の方々としています。さらに、要介護1と2の方々が多く利用する生活援助と福祉用具貸与、住宅改修については、保険給付からも市町村事業からも除外して、原則自己負担にしようとしているのであります。つまりこれまでの利用料金の1割負担から10割負担、10倍に移行しようということを今年度の年末までに関係審議会でも結論を得て、来年2017年1月からの通常国会で法案を提出決定しようというのであります。ですから、今、介護保険を利用している町民の現状と要求をまとめ、財務省にこの要望を突きつけていくことが重要です。私は、今回の一般質問では、来年2017年1月に始まる通常国会に向けての要望として、特に介護保険の福祉用具レンタルに絞り、町長及び健康福祉課長にお聞き

します。

まず、今、私が述べた介護保険の要介護2以下の方々の介護サービスの切り捨てを、財務省と厚労省が検討しているとしたが、町行政はそのことは御存じなのかどうかお聞きいたします。

次に、福祉用具を介護保険でレンタルしている方々は、介護度ごとにどれだけおられるのかお聞きします。

次に、昨年11月、12月に、日本福祉用具供給協会が介護保険で利用している福祉用具の利用制限が行われたら、利用者にどんな影響が出てくるのかという調査を行いました。500人の方々に聞きました。本来なら宝達志水町民への予想される悪い影響ですから、本当なら町行政が事前につかみ、結果を踏まえて県や国に要望する、これが行政サービスだと思いますが、残念ながらそういった調査はされていないようですので、日本福祉用具供給協会の調査結果はどのようなものだったのかをお聞きします。

次に、これらを踏まえ、実は三重県議会が来年1月の通常国会に向けて、2018年度からの第7期介護保険事業計画に向けて、福祉用具レンタルなどの介護保険適用の継続を求め意見書が可決されておりますが、御存じかどうかお聞きします。

この問題の最後には、町長にお聞きます。財務省や厚労省に、県の町長会などから介護保険制度の改悪はもうしないよう要請する必要があると思いますが、町長の見解をお聞きします。

次に、「全国学力テスト」の影響についてお聞きします。

ことし4月21日付の毎日新聞の夕刊で、馳文部科学大臣が政府の教育再生実行会議の終了後の記者会見で、全国学力テストの成績を上げるために2月ごろから生徒に過去の問題を解かせていた地域があったと指摘し、馳文科大臣は、学力テストは点数の競争でなく、指導改善につなげるためのものであり、本末転倒だと言って怒りをあらわにしたと掲載されておりました。しかし、学力テストを巡ってはずっと以前から、過去の問題をつくり解かせたりしているところがあると言われていました。教員の方々からも、そのために児童や生徒と接する時間が少なくなっていると指摘されておりました。名古屋大学の教育行政学の中嶋教授は、馳文科大臣が言うことはもつともだが、地域によっては市町村別や学校別の成績が公表される現状では、学校現場は競争しなさいと言われてしていると受けとめるのが普通だ。各地で対策に相当な時間を費やしていることはわかっており、それが問題だというなら、テスト自体をやめたほうが良いと話されていることも掲載されておりました。私

もそのとおりだと思います。

さて、全国学力テストでは、秋田県や北陸3県の平均点は全国上位です。その秘密は、この地域のどの学校も過去問題を繰り返しやる、朝の自習時間ばかりか放課後にまでやっている。宿題も本当に多く、親子とも大変だという話をよく聞きます。教員の方々の教材研究も、子どもたちの興味と意欲をどう高めるかというより、全国学力テストでの点数アップに結びつくための工夫に傾きがちな声も聞こえてきます。それに加えて、羽咋郡市のある自治体では、教育委員会が全国学力テスト対策会議なるものを開いて、学力テスト採点の対象から外してよい児童にチェックを入れるように教員に指示しているということも漏れ聞こえてきます。ここには、どの子どもたちにも学力を培ってもらおう、そういう考えはなく、テストの平均点を上げるために、平均点にいきそうにない子どもを排除することまで提案されているのであります。

さて、ここで2014年に行われた全国学力テストの中身に触れながら、学力テストの点数の違いはどんなものであるのかをお聞きします。

今日、私は、石川県の教職員の方々の団体が発行している「石川ほんりゅう」という1月号の機関紙を持ってきました。記事には、いつも全国学力テストで上位を占める福井県の例が書かれてありました。この福井県が、小学校の国語Aのある問題で正答率が低くなったというのであります。その問題は、国語Aの問題全15問中2問目にあった故事成語、「五十歩百歩」と「百聞は一見にしかず」の正答率が低かったというのであります。早速福井県では、各小学校の故事成語の力をどうつけるのかの研究討議がされたようですが、実はそんな問題ではなかったんです。福井県の小学校の教科書は、100%光村図書という教科書です。五十歩百歩という故事成語は、4年生の付録に掲載されています。この問題の正答率は、福井県は全国29位でした。光村図書が主な県は富山県が最高で、この問題の正答率は全国26位となっております。一方、東京図書という教科書を100%採用している鳥取県は、その問題の正答率は全国3位、東京図書では故事成語は付録ではなくて主要教材扱いとなっていたのであります。この問題での正答率上位4県は、東京図書が多い県でした。

私は、ここで東京図書が光村図書よりいい教科書と言っているのではありません。学力テストの問題が2014年に関しては、たまたま東京図書を採用したところに有利に働いたというだけなんです。そうは思われませんか。学校教育課長にお聞きいたします。

次に、同じく2014年の国語Aについてであります。国語Aの問題は15問あります。その

平均正答率の1位が秋田県で77.4%です。最下位の三重県が69.6%、正答率では7.8%の開きがあります。ところが、15問ですから何問正解したのかの正当数の違いは、1位の秋田県が15問中11.6問、最下位の三重県は10.4問の正解数、つまりわずか上と下で1問の差、全国47都道府県が全て入っているんです。間違いありませんか、学校教育課長にお聞きします。

平均点競争に教師や子どもたちを追い込むことで、先ほど紹介した、ある羽咋郡市の教育委員会が行った学力テスト対策でも明らかなように、教育が教育でなくなっているのではないのでしょうか。この悪影響は、学力テストを受けない小学校の低学年にも広がっているのではないのでしょうか。実は、私のところにも小学校の低学年の子どもの宿題が1日2時間から3時間もかかって、させられている、しているという話を小学校の子どもさんを持つ親の方々から聞かされました。実態はどうなっていて、小学校1年生の宿題を文科省、宿題の時間は何分を基準にしておりますか。学校教育課長にお聞きします。

最後に、町長または教育長にお聞きします。子どもたちの学習意欲は、調査できた21カ国で実は日本は第20位です。日本の子どもの知的好奇心は20歳で既に老いている。これは武蔵野大学の舞田敏彦さんという方が述べられております。子どもたちの学習意欲を奪い、教師を教師でなくする学力テストを廃止するよう、県や国に進言する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、子どもの貧困問題についてお聞きします。

2014年1月17日に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、2008年から始まる反貧困の運動に押される形で、厚生労働省が2009年に相対的貧困率や子どもの貧困率をOECD諸国が発表している計算方式で発表し、当時は7人に1人の子どもが貧困である、日本の子どもの7人に1人が貧困であるということを明らかにし、子どもの貧困をなくそうという運動が全国的な規模で展開されてつくられたのが、この子どもの貧困対策の推進に関する法律であります。

まず、この法律で地方自治体の役割をどう規定して、またどのように貧困を解決しようとしているのかお聞きします。

次に、我が町で子どもの貧困対策が進んでいない原因は何か教えてください。

次に、どのような状態を子どもの貧困と規定するのか、そして我が町の子どもの貧困率はどれだけなのかお聞きします。ちなみに山形大学の戸室准教授の推計では、2012年のデータになりますが、石川県の子どもの貧困率は10%、10人に1人の子どもが貧困であると

推計されています。

この問題の最後に、一刻も早く子どもを貧困から救済すべきだと思いますが、町長の決意を伺って一般質問を終わります。

以上。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、滞納整理機構についての御質問であります。平成26年度に中能登地区地方税滞納整理機構が設置されて以来、毎年、宝達志水町職員1名を派遣しており、今年で3年目を迎えました。中能登地区地方税滞納整理機構の滞納整理方針は、1点目として、市町から引き受けた全滞納案件について、速やかに財産調査を実施し、全額徴収、滞納処分、執行停止のいずれかの処理を行う。2点目として、個人住民税を初めとする市町税の収納率の向上を目指す。第3点目として、滞納整理機構において蓄積したノウハウ等を職員間で共有し、徴収技術の向上を図るとしております。

当町では、幸いにも小島議員の質問の中にあつたようなひどい言葉を滞納者に向けたという対応は聞いておりません。しかし、そのような指導はあつてはいけないというふうに思っております。また、滞納者それぞれの事情に応じて分割納付にも応じておりますし、状況によっては滞納処分、執行停止の措置も行います。

町税は、町行政の事務事業を執行するための重要な財源であります。また、町には町税を正しく課税するだけでなく、町民の皆様にも正しく公平に納めていただくよう指導する義務もあります。

滞納整理機構に職員を派遣することのメリットの一つとして、滞納整理のスキルアップが図られることがあります。これは税の公平性を確保するためにも、催告通知に対して応答のない滞納者や、資産がありながら納付意思が認められない滞納者等に対し、財産調査や滞納処分を強化し、債権回収に努めるには重要なことでもあります。その上で、滞納者がそれぞれの生活を保てるように、そうした事情も相談に応じて対応できるよう、派遣した職員には十分学んでほしいと思っておりますし、滞納整理機構の廃止についての考えは、今のところはありません。

次に、介護保険制度についての御質問であります。介護保険制度においては、65歳以上の高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数も増え、その結果、介護給付費も増大してい

る現状であります。国では、2018年度の制度改正に向け議論を開始しておりますが、町としましても、今後の国の審議状況を注視し、住民の負担が大きくなるよう働きかけてまいりたいというふうに考えております。

財務省へは、全国町村会において介護保険制度の円滑な実施を要望しており、利用者が住みなれた地域で、安心してサービスを受けられるように、町村会の一員として望むものであります。前回は全国町村会として要望をいたしております。

次に、全国学力テストについての御質問であります。子どもの「全国学力・学習状況調査」、いわゆる学力テストであります。文部科学省が全国的に子どもたちの学力状況を把握するため、平成19年度から実施しているものであります。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものとなっており、廃止するよう進言するものではないと考えております。

次に、一刻も早く子どもを貧困から救済すべきだと思いがいかか、との御質問であります。法律の基本理念である、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することについては、全く同感であります。今後、把握には困難な部分もありますが、実態をできる範囲で把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

○議長（林 一郎君） 税務課長 定免文江君。

〔税務課長 定免文江君 登壇〕

○税務課長（定免文江君） 小島議員の御質問にお答えします。

平成27年度税制改正において、地方税の猶予制度について所要の改正がされ、平成28年4月1日から施行しております。

従来、納税者等の申請をもとに納税を猶予する「徴収の猶予」の制度がありましたが、この改正により、国税同様、地方税でも職権でのみ行われていた「換価の猶予」に、平成28年4月以降に納期が到来する町税について、納税者等の申請に基づく「申請による換価の猶予」が新たに創設されました。

また、その際に、猶予に係る徴収金の分割納付の方法や申請書の記載事項、担保の徴取

基準など、一定の事項については町条例で定める仕組みとされたことから、これらの事項については、当町においても、昨年条例改正を行ったところでございます。実務的には手続が具体化されたと言えます。

なお、申請書につきましては、税務課に備えてございます。

次に、地方税の猶予制度により、地方税滞納整理機構の存在がなくなったとの認識についてでございますが、4月から適用の申請による換価の猶予につきましては、納税について誠実な意思を有する者が、町税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件がある場合で、その町税の納期限から6カ月以内に申請する必要があるほか、申請する町税以外に既に滞納となっている町税がある場合には、原則として猶予は認められないなどの要件もあります。徴収猶予の制度につきましても、要件が災害、病気、事業の廃止などとされており、いずれも猶予の期間は1年以内に限り、また延長を認める場合であっても2年以内というものです。

滞納整理機構におきましても、これら猶予制度につきましては地方税法の規定に従って適切に行うものであり、また猶予制度の適用要件に該当しない方々も多くいる中、猶予制度が滞納整理機構の存在に直接影響するものではないと思っております。

町としましても、徴収に携わる職員が限られている中、滞納整理のノウハウの承継が困難ということも事実です。現在は、税の公平性及び財源としての税収を確保するためにも、滞納整理機構との連携は必要と考えています。

なお、猶予制度につきましては、ホームページ等で周知したいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村山敬一君。

〔健康福祉課長 村山敬一君 登壇〕

○健康福祉課長（村山敬一君） 小島議員の御質問にお答えします。

2018年度の介護保険制度改正案が議論されている中、財務省が、福祉用具レンタルについては、要支援1から要介護2までの軽度者は、「原則自己負担」にし、保険給付の割合を大幅に下げる。と提案しております。介護保険による福祉用具レンタルを利用している宝達志水町民の利用状況についてでございますが、介護度別の内訳は要支援1が17人、要支援2が29人、要介護1が44人、要介護2が39人です。その要支援1から要介護2までの福祉用具レンタルの内訳ですけれども、手すりが108人で約6割、歩行器が57人で約3割、スロープが38人で約2割、特殊寝台が22人で約1割、車椅子が19人で約1割でございます。

この方々の中で低所得者の方の事例をあげますと、介護保険料第3段階で男性、要介護1、ひとり暮らしの人が外出用と室内用の2台の車椅子をレンタルしており、ひと月のレンタル料は1,300円です。全額自己負担となると1万3,000円となります。

次に、一般社団法人日本福祉用具供給協会が「利用している福祉用具の代替手段に関する調査」を実施したが、どのようなことが明らかになったのか。との御質問でございますが、この調査は、要支援1から要介護2に認定されている福祉用具レンタルサービス3カ月以上の利用者500人に対して、全国の福祉用具事業者を通して調査を行ったものであります。福祉用具が利用できなくなった場合の対応で、代替手段として最も多かったのは「介護者を依頼する」、次は「その行動は諦める」であります。代替手段として「介助者を依頼する」となると、家族の介護負担の増大を招くとともに、ほかのサービスの利用を促進して給付費を押し上げる可能性が高く、またその行動は諦めるとなると、日常の活動性が抑制されて心身状況が悪化するおそれがあり、結果として要介護度が高まって給付費が増大するおそれがあると、この調査によって福祉用具の有用性や財政効果が明らかになったと協会は説明しております。

次に、三重県議会が2018年度の第7期介護保険事業計画に向けて、福祉用具レンタルなどの継続を求める意見が可決されているが確か。との御質問ですが、平成28年2月、三重県議会は、介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の利用について、自己負担を導入せず、現行どおり、介護保険の給付対象として継続するよう、国の関係機関に意見書を提出する請願書を健康福祉病院常任委員会に付託し、議会で可決されております。

以上です。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 荒井一彦君。

〔学校教育課長 荒井一彦君 登壇〕

○学校教育課長（荒井一彦君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

2014年度の全国学力・学習状況調査1位の秋田県と最下位の三重県との正答数の差はどれだけかとの御質問ですが、小島議員がおっしゃったとおりで、秋田県11.6問、三重県10.4問ということで、15問中1.2問の差でございます。

全国学力・学習状況の点数の差は、教科書会社の違いに影響があるのではないかと。との御質問ですが、教科書の問題がそのままの形で出題されるわけではないので、全く影響はないと考えます。

町の小学生の宿題で、1年生の1日の基準はどのくらいか、実態はどうか、調べたことはあるのかとの御質問ですが、学年の数掛ける10分プラス10分が基準となっております。文部科学省では、そういう基準は示されておられません。これは町の基準でございます。小学校1年生は20分以上が基準となります。実態は、昨年度調べた町のアンケートによりますと、95.7%の1年生が宿題を行っているという回答でございました。

全国学力・学習状況調査の実態は、学力状況を調べる実態になっているかとの御質問ですが、各学校においては、児童の学力の状況、それから課題等的確に把握するため教科ごとの平均正答数、平均正答率、中央値等の数値データによる分析だけでなく、児童・生徒の正答数の分布の形状等から、全体的な状況を把握したり、設問別の結果から学習指導要領の領域や評価の観点、問題形式ごとの正答や無回答の状況を分析したり、回答類型別の結果から個々の設問における誤答や無回答の状況を分析したりするなど、それぞれの状況に即し多面的な分析を行い、指導上の課題等を明らかにしています。

指導の改善に役立てる状況になっているかとの御質問ですが、各学校においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、指導計画等に適切に反映させ、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組んでいます。その際には、調査対象の学年や教科だけでなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い視点から取り組むべき課題について検討し、指導の改善に役立てています。

以上です。

○議長（林 一郎君） こども家庭室長 金田成人君。

〔こども家庭室長 金田成人君 登壇〕

○こども家庭室長（金田成人君） 小島議員の御質問にお答えします。

3年前につくられた子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国と地方自治体の役割をどう規定しているかとの御質問であります。同法律では、国は基本理念にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると規定されております。同じく地方自治体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することと規定されております。

また、子どもに対する教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の施策を国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに、関係分野における総合的取り組みとして行わなければならないと規定されております。

次に、どのような状態を子どもの貧困と規定しているかとの御質問であります。国において子どもの貧困対策に関する大綱を定めており、この中で子どもの貧困に関する指標の一つとして、子どもの貧困率を挙げております。子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める貧困ラインに満たない17歳以下の子どもの割合であります。厚生労働省平成25年国民生活基礎調査において、貧困ラインは122万円、子どもの貧困率は16.3%と算出されております。

次に、本町の子どもの貧困率につきましては、17歳以下の子どものいる世帯の所得を算出していないため不明であります。今後、調査範囲について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、子どもの貧困対策が我が町で顕著に進んでいない原因はなぜかとの御質問であります。本町においては、子どもの貧困についての実態を把握できていないことがその要因だと考えております。しかしながら、本町では、昨年度から県事業として、今年度は一部町事業として、ひとり親家庭や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援を実施しているほか、18歳までの子どもに対する医療費の窓口無料化、ひとり親家庭の保護者に対する医療費の助成、保育所同時入所での2人目以降の保育料の無料化など、さまざまな支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 町長に再質問いたします。

まず、1点目なんですけれども、滞納整理機構なんです。滞納整理機構の目的は、ここに今日傍聴されている新聞社の方々もよく新聞に掲載されたりするんですけれども、どれだけ年間幾ら滞納整理機構は回収したか、これが中心なんです。でも、町の徴収は、やっぱりその人の滞納指導、納税指導も行って、生活をちゃんときちんと立て直してくるんです。目的が違うんです。そういう意味では、力のある税務課の職員、ここを増やして住民を立て直してくる、滞納するというのは何か問題があったんですよ。すぐ行って手を当てると、私、こういうことができる職員の方というのは大事な大事な町の財産なんです。ぜひこれを増やしてほしいと思っているんです。町長、これ来年度に向けて、新しい法律もできたことですので、どうされるかというのをお考えをお聞きしたいなと思います。

それと、介護保険の問題なんですけれども、実は、岡田直樹参議院議員、財務副大臣、

彼が介護保険から高齢者を追い出す、そういう財務省の責任者でもあるんです。本当に残念なんです。はからずも町長が、この前新聞で見ましたけれども、今、参議院選挙などの岡田さん支持される、そういうグループの中に入って一生懸命推しておられますけれども、せつかくそういう場では、ぜひ介護保険削られたらうちの高齢者は困るんやと、だから絶対削らんといてくれ、せやないと応援しないよ、そのぐらいのことをぜひほかの町長さん、市長さんと一緒になって、ぜひ言うていただきたいんです。大事なことだと思いますよ、私。

それと同時に、具体的な調査を、先ほど課長が答弁していただきましたけれども、介護福祉用具供給協会、ここが全国でぱっと幅広く500人の方に聞いたんですけれども、やっぱり町は町で住民の一番近いところにおるんですから、今利用している、先ほど用具を利用されている方何人か言われました。この人らからベッドを取るつもりですか。電動ベッドがあるから、自分で起きられるんですよ。トイレに行けるんですよ。これがなくなったら、もう大変なことになるんです。町が新たに手を当てて財源つけてやらなだめなことなんです。ですから、ぜひ調査を含めて2017年1月の国会に間に合わせるように、ぜひ国に要望していただきたいな、この思いがある。これをぜひ言っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、3番目になるんですけれども、学力テスト対策です。この問題、質問するときにいろいろ勉強させていただいて、一番わかったのは何かというたら、教員の皆さんの忙しさ、もう本当にひどい忙しさでした。書類を書かなだめ、出席簿は当たり前ですけれども、週案というて、1週間の学習計画みたいなのがあって、いろいろ案を出して主事に見てもらったりするんですけれども、各種アンケートから教科や道徳、総合学習の指導計画、授業指導案に校務分掌にかかわる文書、個別児童の指導記録、算数少人数学級の指導記録などなど、山ほど書類、書類で大変なことになっております。チェック表も出せと言われていたような学校がありました。来る日も来る日も終わりのない書類との格闘、これが学校現場の先生らの一番の仕事になっている。これが教員の皆さん方の神経をすり減らしておるんやろな、すり減るやろな、こういうので学校の先生になったんじゃないぞ。こんな思いでおられるというのが、痛いほど今回調べてみてわかりました。そして何を言われるか、最後には、そういう書類書類で山積みになって、書類が追いかけてきているのに、最後には、やはり校長先生から子どもと触れ合う時間を持ってください、教材研究をしっかりとってください、できるはずがないような、朝7時に行って、帰ってくるのが9時過ぎで

すよ。できるはずがないんです。やっぱり教育のプロですから、子どもらの可能性を引き出すのはすごい力ある方々で、そういう意欲を持った方々です。足りなかったらどうするか、宿題です。世界で一番学力があるとされているフィンランド、このフィンランドは宿題が全くないんです。どうするか、少人数学級で先生が子どもたちの才能を引き伸ばすことにもう一生懸命なんです。教材研究、一生懸命やっています。本当にこの学力テストというのは、おかしいな、こういうあれじゃないやろという思いなんです。そして二十になると、子どもたちは知的好奇心がなくなる、老化すると言われていています。それで終わってしまうんです。そんなような中心が今一番大変にしているのが、この学力テストですんで、これはぜひやめさせてほしいな、教員の方々から、こんな要らない事務仕事、張り合わせるような事務仕事をぜひやめさせてほしいと思うんですけれども、教育長、町長、これ御答弁いただきたいと思います。

最後に4点目ですけれども、子どもの貧困ですけれども、石川県は単なるエンゼルプランの中に子どもの貧困解決というのがのっておるんです。ホームページを見ていただいたらわかりますけれども、150ページもあるエンゼルプランの中に、ちょっと1ページにも満たないスペースで子どもの貧困対策が出ています。ですから、やる気ないんですよ。ですから、町が率先して一生懸命やって現状をつかみ、そして県にもほかの市町にも訴えていくというやり方をしないと、私は、せっかく国の法律できたけれども、これは実現できんやろな、そんな思いなんです。その決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

町税の滞納でございますけれども、早い対応ということで、私どもも、過年度滞納については横に置いておいてというわけではないんですけれども、できるだけ現年度の滞納が出ないように全力を挙げて取り組んでおります。しかしながら、地方創生戦略の計画の実施あるいは毎年行われております各種の制度改正等によりまして、業務量が相当増えております。これは税務だけじゃなくして、全ての事業量が増えております。そういうことで、なかなか一方においては行政改革で職員の削減もやらなきゃならないということがございます。ですから、現有の戦力でいかに効率よく事務をこなすかということになってこようと思っております。そういうことで、できるだけ小島議員の発言の内容をよく熟知しまして、取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

それから、介護保険の改正については、現在のところ、国において現在、社会保障制度審議会の介護給付分科会で今年に入って4回開催されておりますし、研究委員会も7回にわたって開催されております。内容につきましては、平成28年度介護従事者処遇状況の調査等を行っておりますし、また一方では、前回の改定の検証あるいは関係団体からのヒアリング等を行っておりますし、まだどういう方向で進んでいくかわかりませんが、私どもといたしましては、介護保険制度が円滑に運営できるように、これからも全国町村会を通じて要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、子どもの貧困についてですが、これはなかなか状況把握というのは、いろいろな面で困難を伴います。そういうことで、できる限り詳細に、できる部分から調査して実情の把握に努めてまいりたいなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

その他については、担当の課長からお答えいたします。

以上です。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村山敬一君。

〔健康福祉課長 村山敬一君 登壇〕

○健康福祉課長（村山敬一君） 小島議員の再質問についてでありますけれども、福祉用具のレンタルの調査の関係ですけれども、要支援1から要介護2までの利用者にはケアマネがついております。それでケアマネからの聞き取りなどを通じまして、利用者の声を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 教育長 山岸芙美君。

〔教育長 山岸芙美君 登壇〕

○教育長（山岸芙美君） 学力テストに関しましてですが、児童生徒の学力の到達度を知り、結果を指導に生かすということで、授業における指導改善、授業改善につなげるということで、本当はそんなに点数云々でなくて、あくまでも子どもたちの可能を満たすための授業改善、指導改善だと思います。

それから、子どもたちの児童生徒の学習意欲を高めるための工夫はいろいろしております。だけれども、子どもたちの家庭での生活面それから学習面の実態等々を考えまして、やっぱり子どもたちの負担のかからないというか、先生方の負担も少しでも減らせるような形で、子どもたちの力を伸ばしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一郎君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。
これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。議案第51号から議案第58号までの議案8件、報告第2号から報告第13号までの報告12件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第51号から議案第58号までの議案8件、報告第2号から報告第13号までの報告12件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月10日から6月16日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月10日から6月16日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は6月17日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時11分散会

平成28年6月17日（金曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危 機 管 理 室 長	村 井 康 志
情 報 推 進 課 長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企 画 振 興 課 長	一 家 剛
住 民 課 長	松 原 富 美 男
税 務 課 長	定 免 文 江
健 康 福 祉 課 長	村 山 敬 一
こ ども 家 庭 室 長	金 田 成 人

農林水産課長	安達大治
地域整備課長	谷川弘一
会計課長	越野好則
志雄病院事務局長	岡田正人
教 育 長	山岸芙美
学校教育課長	荒井一彦
生涯学習課長	定免敏彦
文化財室長	村井伸行

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
 - 日程第2 委員長報告に対する質疑
 - 日程第3 討論
 - 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 子浦川水防事務組合議会議員の補欠選挙
 - 日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、6月9日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案等の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月10日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「医業収益の増加」や「電子化カルテのシステム更新」に係る質疑などがあり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、案件を慎重に審査した結果、議案2件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、付託案件以外の案件として、町当局から、新病院の名称案について「町立宝達志水病院」としたい旨の説明がありました。当委員会としても、満場一致にてこれを了承することといたしました。

なお、会議終了後には、新病院建設工事の現況を視察し、散会いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件等の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月13日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「いしかわ道德推進事業」や「教育や体育施設の修繕」などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告6件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「当委員会が所管する施設の補修、修繕の際には原因を十分に精査のうえ、対応されたい。」との意見が出されました。

また、会議終了後、町執行部同行のもと、宝達中学校を現地視察いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月15日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「基金」や「起業・創業バックアップ事業」、「再生可能エネルギー発電設備に係る税の特例措置」などについて、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案3件はいずれ

も原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告4件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程された平成28年度補正予算案及び条例改正案及び専決された平成27年度補正予算案議案全て賛成し、平成28年度一般会計補正予算案についての賛成討論を行います。

10款3項の教育費の中の中学校の学校管理費について発言いたします。

中学校の維持補修費として228万円余が計上されています。予算案の中身は、生徒が利用するクラブハウスの中の扉が湿気のためカビが多く発生し、湿気対策の構造にするためのものとの趣旨説明がありました。生徒の健康に影響を与えるカビ対策を早急に執行するための予算計上は賛成するものであります。

しかし、ここで考えなければならないのは、第1に、新中学校が建てられてわずか1年

数カ月しかたっていないという事実であります。それに加えて第2に、今回のカビ問題は、昨年指摘されていた新中学校の壁のひび割れの問題と関係があるのかないのかどうか、そして第3に、今議会、北本町議からの質疑で、新中学校のこういった改修の必要がある箇所があと50カ所あるとの指摘があったことでもあります。行政と議会が宝達志水町民の信頼を勝ち得る上で重要なことがあります。ちなみに、この中学校を建設した業者が、現在、志雄病院の建設を行っているということが町民の不安をかき立てています。

この問題に関して、議会開会前に、議案の説明会に議員と執行部の全員協議会で、私の「今回のカビ問題とひび割れ問題との関係」の質疑に対し、町長は、「議会議員6人で構成する中学校建設特別委員会で図面も提出して行政と一体になって中学校を建設してきた。議会からは図面を見る方々も加わったこの委員会の責任もある」と、委員会側の責任を言及されました。

責任を行政と議会で押しつけ合うのではなく、町民の不安を解消するために、議会にこの問題の解決のための調査特別委員会を組織することを議長に強く求めたい。できれば公正を期すため、中学校建設特別委員会に属さない議員で第三者に近い目で検証できれば、町民の納得が得られるのではないのでしょうか。中学校の補修工事の財源を誰が負担するのが正当なのかの問題は後に回し、生徒の健康に影響を及ぼすカビの対策を一刻も早く着手することに賛成し、討論といたします。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

まず、議案第51号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり

可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第52号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第56号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第52号から議案第56号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第56号までの議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第57号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第58号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第57号及び議案第58号の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第57号及び議案第58号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第2号 専決処分の報告について、専決第2号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第3号 専決処分の報告について、専決第3号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から報告第6号 専決処分の報告について、専決第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）までの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第3号から報告第6号までの報告4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第3号から報告第6号までの報告4件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第7号 平成27年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告第8号 平成27年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告については地方公営企業法第26条第3項の規定による報告であり、報告第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告については地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による報告であり、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第10号 専決処分の報告について、専決第7号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてから報告第13号 専決処分の報告について、専決第10号 宝達志水町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第10号から報告第13号までの報告4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第10号から報告第13号までの報告4件は委員長の報告のとおり承認されました。

◎日程の追加

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。子浦川水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

◎子浦川水防事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（林 一郎君） それでは、追加日程第1 子浦川水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

本選挙は、子浦川水防事務組合議会議員に欠員が生じたため行うものであります。

選挙すべき議員の数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

子浦川水防事務組合議会の議員に金子 実君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました1名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました金子 実君が子浦川水防事務組合議会議員に当選されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 一郎君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の

継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 一郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 一 郎

署名議員 柴 田 捷

署名議員 土 上 猛